

**資料提供**  
平成31年3月20日  
課名：統計課  
担当者：河野  
内線：2534  
直通電話：082-513-2534

## 統計調査員（小売物価統計調査）の不適切な事務について

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である『小売物価統計調査』（総務省所管）の調査員（1名）が、毎月行うべき訪問調査を行うことなく、調査対象品目の価格を報告していたという不適切な事務が判明しました。

今後は、このような不適切な事務が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

### 1 毎月調査を行っていなかった店舗数

担当 53 店舗中 20 店舗

### 2 経緯

- 平成31年3月11日：県職員が調査対象事業所の所在地の確認を行ったところ、2店舗が既に閉店していたことが判明  
同日（3月11日）：県職員が当該調査員に聴取したところ、一部店舗について、平成29年6月調査から、3か月に1度の調査となっていた旨を回答  
[毎月訪問をしていない理由]  
調査対象店舗から、「価格の変動がなく、毎月の調査の必要はない」や「価格が変動した場合には連絡する」と言われていたためと調査員は説明
- 同日（3月11日）：総務省へ当該事案の発生を報告
- 当該調査員は、3月13日付けで辞任

### 3 公表済の数値への影響

- (1) 消費者物価指数  
本調査結果を用いている『消費者物価指数』の公表済数値には影響ありません。
- (2) 小売物価統計調査  
総務省が毎月公表している広島市の該当品目の平均価格の修正が発生します。（6店舗分）  
※ 当該6店舗分について、これまで公表していた品目別の平均価格の算出データから除外した上で、再計算された平均価格に修正される。

### 4 今回の対応

- 3月11～12日：他の小売物価統計調査調査員（19名）に、改めて調査方法について確認したところ、全員適切に調査していることを確認
- 3月13～14日：県職員が、当該調査員が担当する全ての店舗を訪問し、当該調査員の調査方法を確認

### 5 今後の対応

全ての調査員に対して、改めて注意喚起を行います。さらに、県職員が調査員が行う調査活動に同行して、調査方法等を指導する現地調査を強化するとともに、調査員への指導・研修をより一層充実させるなど、事案の再発防止を徹底します。

【小売物価統計調査】統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（総務省所管）	
目的	消費生活上重要な小売価格、サービス料金及び家賃等を毎月調査し、消費者物価指数や、その他物価に関する基礎資料を得るため
調査方法	毎月調査（調査店舗：全国約27,000店舗、県内約500店舗）
調査項目	品目・銘柄別の小売価格又はサービス料金等
【統計調査員】非常勤特別職の地方公務員	

